

## 指定障がい福祉サービス事業者等の業務管理体制整備に関する届出について

### 1 業務管理体制を整備する必要がある事業者

すべての指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者並びに指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業者は法人単位で、業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出る必要があります。

### 2 整備すべき業務管理体制

#### (1) 概要

事業所等の数に応じ、下表のとおり異なります。

業務管理体制の内容			業務執行状況の監査の定期的な実施
		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
事業所等の数	20未満	20以上100未満	100以上

#### (2) 法令遵守責任者について

何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)(障害者総合支援法及び児童福祉法を以下「法」という。)に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選定することを想定しています。

法務部門を設置していない事業所の場合は、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

#### (3) 法令遵守規程について

少なくとも、事業所の従業員に、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

ん。事業所数の関係で該当する法人は、任意様式にて別途届出が必要となります。

#### (4) 業務執行状況の監査について

事業者が既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役が法令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。

また、規定では監査は定期的に行うこととされていますが、「定期的」な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年 1 回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど効率的かつ効果的に行うことが望まれます。事業所数の関係で該当する法人は、任意様式にて別途届出が必要となります。

### 3 届出先

#### (1) 届出先等

事業所等の展開状況に応じ、下表のとおり異なりますのでご注意ください。

	事業所等の展開状況	届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
①	事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課(監査指導室) TEL03-5253-1111(内線 3009)
②	事業所等が岡崎市のみ所在する事業者(障がい児入所支援施設を除く)	岡崎市福祉部障がい福祉課	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 岡崎市福祉部障がい福祉課(施策係) TEL0564-23-6165
③	①②以外の事業者	愛知県健康福祉部障害福祉課 ※岡崎市は届出先ではありません	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県健康福祉部障害福祉課(事業所・地域生活支援G) TEL052-954-6317

#### 4 届出様式

届出が必要になる事由に応じ、下表のとおり異なります。

- (1) 法人として新規で①指定障がい福祉サービス事業又は指定障がい者支援施設の運営、②指定相談支援事業、③指定障がい児通所支援事業、④指定障がい児相談支援事業を始める場合

届出書類の名称	様式
障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	様式1号
児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	様式2号
事業所一覧	事業所一覧

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法上の該当条文ごとに様式1号、様式2号、事業所一覧を作成する必要がありますのでご留意下さい。

- (2) 業務管理体制の届出事項の変更があった場合

届出書類の名称	様式
障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更)	様式3号
児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更)	様式4号
事業所一覧	事業所一覧

◎ 次の場合に該当すれば変更の届出が必要となります。

- ア 法人の種別、名称(フリガナ)
- イ 主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
- ウ 代表者氏名(フリガナ)、生年月日
- エ 代表者の住所、職名
- オ 事業所名称等及び所在地
- カ 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- キ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ク 業務執行の状況の監査の方法の概要

## 5 届出の注意点

- ・事業所の数は、その指定を受けたサービス種類ごとに1事業所と数えます。
- ・事業所番号が同一であっても、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。

例 多機能型事業所で、生活介護事業と就労継続支援B型事業の指定を受けている場合は事業所一覧表に2段に分けて記載します。

- ・事業所の数は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに事業を数え、条文ごとに届け出てください。

例) 岡崎市内だけに事業所があるX法人で、現在指定を受けているサービス事業が①生活介護、②就労継続支援B型、③居宅介護、④重度訪問介護、⑤一般相談支援、⑥特定相談支援、⑦児童発達支援、⑧放課後等デイサービス、⑨障がい児入所支援、⑩障がい児相談支援であった場合、全体としては10事業所ですが、根拠条文ごとに数えるため、下記のと通りの届出を行います。

X法人が行う届出については以下のとおりです。

番号	種類	根拠条文	提出先
①～④	指定障がい福祉サービス	障害者総合支援法第51条の2	岡崎市
⑤、⑥	指定相談支援	障害者総合支援法第51条の31	岡崎市
⑦、⑧	指定障がい児通所支援	児童福祉法第21条の5の26	岡崎市
⑨	指定障がい児入所支援	児童福祉法第24条の19の2	愛知県
⑩	指定障がい児相談支援	児童福祉法第24条の38	岡崎市

- ・従たる事業所については、主たる事業所と一体運営をしているため、主たる事業所と従たる事業所で1事業所として数えます。